

## 誓約書

今般、貴校に入校するについては下記事項を固く守ることを誓約します。

1. 貴校の職員の指示に従わないこと、風紀を乱すような行動、教習中の車両の妨害、他の教習生に対する迷惑行為及び学校敷地内への危険物の持込などは致しません。
2. 入校申込み時に運転免許の停止、取消し、行政処分歴などを正確に申告しないこと又は在校中の交通違反等により、運転免許試験合格後に公安委員会の判定で運転免許の拒否保留、取消停止の処分を受けることになっても、貴校に一切補償等の請求は致しません。
3. 政令で定める一定の病気等にかかっている、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのあるときや身体に障害があるときは、事前に公安委員会の実施する運転適性相談を受けて入校申し込みます。また、貴校を卒業し運転免許試験に合格しても政令で定める一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある場合には、免許が取得できない場合もあることを承知しており、この場合も貴校に一切補償等の請求は致しません。
4. 交通事情、天候、天災、労働争議等の止むを得ない事情により教習時間の変更又は教習の中止休止等の場合は貴校の指示に従い、これに伴う異議の申し立てや補償等の請求は致しません。
5. 故意又は重大な過失により貴校の施設、器物、教習車両等を破損もしくは滅失した場合は、弁償の責任をとります。
6. 自動車学校校舎を技能教習コース間の道路は公道であることを承知しており、公道上の通行は交通に注意し、事故等については当事者間で解決し、貴校に一切補償等の請求は致しません。
7. 私の不注意や過失により発生した教習中の事故については、私が処理し、貴校に一切補償等の請求は致しません。

## 同意書

下記事項に同意の上、入校申込みします。

1. 予約済みの教習や検定の欠席、遅刻及び規定時間外の取消については別途規定の料金を支払うこと。
2. 運転免許取得1年後、私の運転記録証明の交付申請、受領及び送付に関する手続きを貴校が自動車安全運転センターに対して行うこと。
3. 当校敷地内に乗り入れた車両等の盗難、物損・人身事故については当校は責任を負わず、当事者間で解決すること。
4. 入校申込書に記入した個人情報及び提出文書（住民票・運転免許証のコピー等）の個人情報を貴自動車学校が次の目的で使用する事。
  - (1) 道路交通法等で定められた所定の教習業務で使用する事。
  - (2) 自動車学校事業に関連するアフターサービス並びに各種イベント及び各種講習会に関する情報をお知らせすること。
  - (3) ダイレクトメール等により入校案内を送付すること。
5. 教習料金の取り扱い
  - (1) 教習開始（学科又は技能教習を初めて受けた日）後は、既納の入校料金及び受講済み教習料金は理由の如何を問わず返還請求しないこと。
  - (2) 中途退校のときは、当校規定により未受講料金を精算し返金します。但し、法定教習期限経過後の返金はできないものとする事。

以上